

加もそれぞれ1件にすぎない。また、部門別にみると、美術部門が最も多く、41.9%を占めている。次いで音楽部門の25.6%，最も少ない部門は、文学の2件である（表5-1-1）。

従って、今後は、県芸術祭のあり方を見直し、質的向上を図るとともに、各地域等しくこれに参加し、県民による最大の文化の祭典となるよう改善充実を図る必要があろう。

(2) 文化のふるさと

県民の自ら進んで文化活動に参加しようとする志向に即して県では、地域ぐるみの特色ある文化活動を期待し、文化団体活動の活発化を図るとともに、情操豊かな「文化のふるさと」を形成することを目的として、音楽、美術等、部門ごとにモデル市町村を指定し、経費の三分の一以内の定額を補助するなど、地域住民の参加する文化活動を、昭和48年度より促進助成している。

「文化のふるさと」の年度別指定状況は、表5-1-2のとおりであり、指定期間は、3年間である。市町村では、県指定を機に、幼児から老人まで地域ぐるみで指定の活動を進め、文化的普及や地域住民連帯感の高揚等に成果をあげている。

昭和51年度における指定状況は、合唱1町、文芸1町、美術1市、舞踊2町、民俗芸能2村の計7市町村となっている。

従って、今後、更に指定を拡充し、地域住民がみんなで参加する文化活動を促進することが期待される。

(3) 青少年文化活動

伝統文化や文化財及び現代文化は、青少年たちに継承され、更に、青少年たちによって、新しい文化が創造されていくが、青少年たちは、まず、家庭や学校教育のなかで、多くの精神的、物質的文化を身につけ、創造性を培いながら成長する。

芸術に対する興味と関心の喚起のためには、幼少時より、優れた芸術文化に接し感動する機会が与えられることが望ましく、学校等では、教育的配慮により、設定されることが多いが、総じて、幼年から青年に至る各成長段階に適した鑑賞の機会や、創造活動への参加、成果発表の機会や場が、適正十分に、提供されているとはいえない。

また、県展・県文学賞及び合唱・吹奏楽・演劇コンクール、高校音楽祭、高校美術展のほか文化団体等の発表・鑑賞・参加の場は、逐年増加し、青少年の参加者も増えているが、いまだ十分とはいえない。

従って、今後は、明日の文化をつくる創造性豊かな青少年育成のため、青少年の発達段階に応じた、芸術鑑賞の機会や文化活動の成果の発表や参加の場を提供するとともに、自主的な、文化活動を促進する必要があろう。

(4) 市町村の文化活動

市町村においては、それぞれ文化祭、美術展、音楽会等の行事が開催され、住民の文化活動への参加促進が図られており、また、公民館での文化関係講座等の開催や自主的文化団体の活動が

表5-1-1 県芸術祭参加状況
(単位:行事)

地域	部門	音楽	演劇	美術	文学	舞踊	計
県 北	6	1	12	1	2	22	
県 中	2	-	1	--	1	4	
県 南	1	--	--	--	--	1	
会 津	1	4	4	1	1	11	
南 会 津	-	-	--	-	-	-	
相 双	-	1	-	-	-	1	
い わ き	1	1	1	-	1	4	
計	11	7	18	2	5	43	

注：1. 「文化課調査」(昭51)による。

2. 数字は、参加行事数を示す。